CITY OF YOKOHAMA

法制審議会民法(成年後見等関係)部会 第8回会議

横浜市・中核機関よこはま成年後見推進センターの取組

- 1. 横浜市の概況・取組
- 2. 取組から見える課題

令和6年10月8日 横浜市健康福祉局福祉保健課・よこはま成年後見推進センター

1-1 横浜市の概況

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

基本情報

項目	内容
人口	3,771,769人(令和6年8月1日現在推計)
高齢化率	25.4%(令和6年1月1日現在推計) (約93万人)
中核機関	よこはま成年後見推進センター(横浜市社会福祉協議会 委託) (広報・相談・後見人支援・利用促進機能と不正防止の取組)
成年後見制度の 相談体制	相談支援機関:区役所(18)、区社会福祉協議会(18)、基幹相談支援センター(18) 地域包括支援センター(147) 計201箇所
協議会	市協議会 / 区協議会(18区ごと)
市民後見人	養成課程修了者178名(平成24年度以降) 名簿登載者84名/受任者50名/累計受任件数117件(令和6年7月末現在)
日常生活自立支援事業	利用者1,128人(令和6年7月末現在)

1-2 横浜市の概況

組織体制(権利擁護・成年後見制度関連)

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

【市】健康福祉局

生活福祉部 生活支援課

生活保護制度

高齢健康福祉部 高齢施設課

成年後見制度利用支援事業 (高齢者対象)

障害福祉保健部 障害施策推進課

成年後見制度利用支援事業 (障害者対象)

地域福祉保健部 福祉保健課 中核機関運営事業 成年後見支援事業 市民後見人養成・活動支援事業 横浜生活あんしんセンター運営

【18区】福祉保健センター

生活支援課

生活保護制度

高齡·障害支援課 高齢者支援担当 障害者支援担当

区長申立事務 成年後見制度利用支援事業 区協議会運営 など

【横浜市社会福祉協議会】 横浜生活あんしんセンター

【中核機関】 よこはま成年後見推進センター 18区 社会福祉協議会

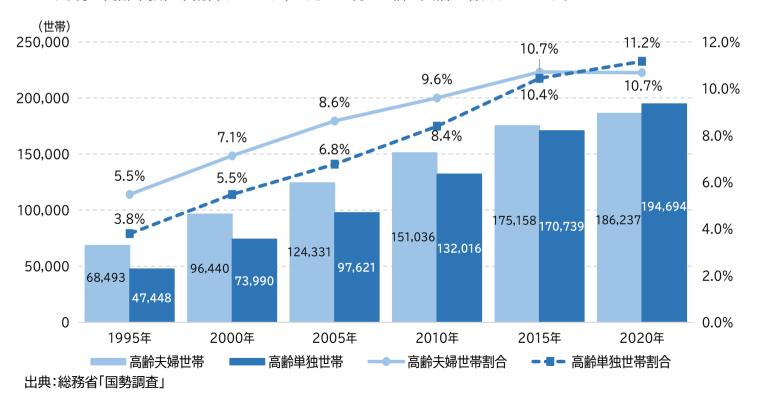
委託•補助

1-3 横浜市の概況

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

高齢夫婦世帯と高齢単独世帯の推移

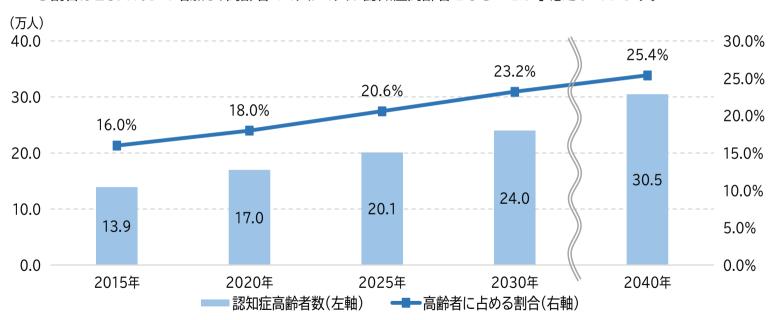
高齢夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯)、高齢単独世帯ともに増加が続いています。 総世帯数に占める割合は、2020年には高齢単独世帯が11.2%、高齢夫婦世帯が10.7%と、ともに10%を超えています。特に高齢単独世帯割合は1995年と比べて約2.9倍と大幅に増加しています。



第5期横浜市 地域福祉保健計画 資料編より抜粋

認知症高齢者数の推移

認知症高齢者数は、2020年は約17.0万人で、65歳以上の高齢者に占める割合は18.0%でした。2020年か らの20年間で約1.8倍になることが見込まれており、2040年には約30.5万人となる見込みです。高齢者に占め る割合は25.4%まで増加し、高齢者の4人に1人が認知症高齢者となることが予想されています。



出典:「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金 厚生労働科学特別研究事業 九州大学 二宮教授)の認知症有病率が上昇する場合を使用した推計 ※2020年度国勢調査を基準とした将来人口推計(横浜市)を基に算出。

第5期横浜市 地域福祉保健計画 資料編より抜粋 4

1-5 横浜市の概況

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

障害者手帳所持者数と人口割合

人口に対する障害者手帳所持者の割合は増加傾向にあります。内訳を見ると、身体障害者はほぼ横ばいで推移していますが、知的障害者、精神障害者が増加しており、その中でも精神障害者の増加が大きくなっています。

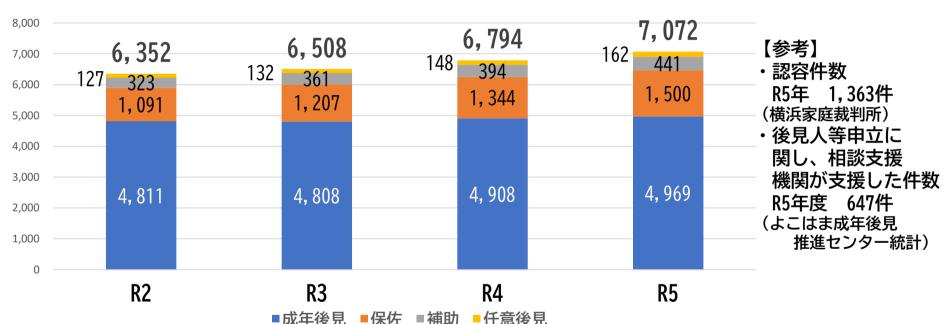


第5期横浜市 地域福祉保健計画 資料編より抜粋

1-6 横浜市 成年後見制度利用者数の推移

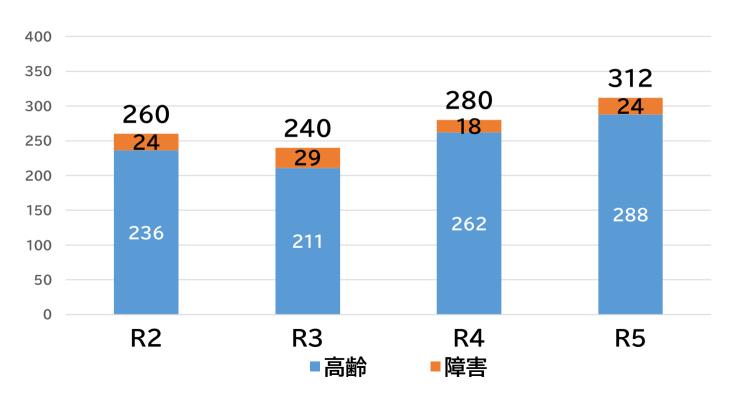
明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

利用者数は、成年後見・保佐・補助・任意後見のいずれも増加。令和5年末時点 7,072人



注1) 成年後見制度の利用者(以下「利用者」という。)とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。注2) 本資料は、各年12月末日時点で横浜家庭裁判所(管内支部を含む。以下同じ。)が管理している事件の利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理に より異同訂正が生じることがある。注3) 2)の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している事件の利用者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している事件の利用者であっても、住所地が神奈川県外の者の数は計上していない。なお、利用者が既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数も含まれている。注4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地(原則として住民票所在地)である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。出典:横浜家庭裁判所

区長申立 件数(年度)



権利擁護に関する業務の例

- > 成年後見制度に関する相談対応
- > 区長申立ての実施
- > 成年後見制度利用支援事業(申立費用・報酬の助成事業)
- ▶ 区協議会事務局として、区域の相談分析と課題の検討、利用促進を図る
- > 地域住民に対する広報・啓発
- 区社協あんしんセンター(日常生活自立支援事業)との連携

1-9 横浜市の取組 成年後見制度利用支援事業の実施

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

横浜市成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難で、 審判の請求に要する費用や、成年後見人等への報酬の負担ができない方に対し、 市が助成を行い、制度利用の促進と権利擁護を図ります。

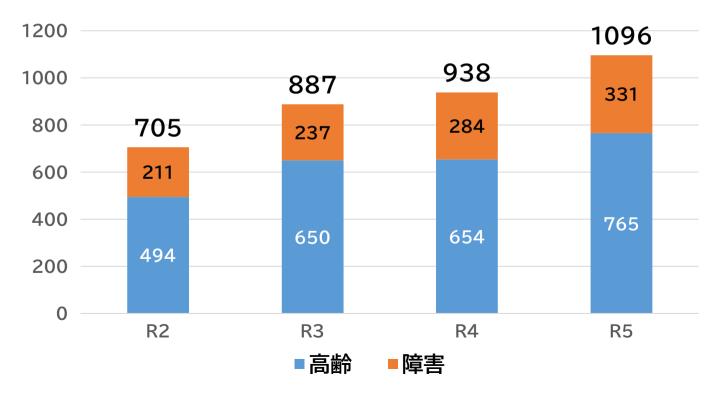
- 1 申立費用の助成(区長申立て案件に限定)
- 2 報酬の助成(区長申立て以外も可)(親族後見人等以外の第三者)

1-10 横浜市の取組 成年後見制度利用支援事業の実施

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

報酬助成件数

高齢者・障害者とも増加傾向にあり、令和5年度は1,096件となっています。



1-11 横浜市の相談支援体制

明日をひらく都市 **OPEN X PIONEER** YOKOHAMA

◎中核機関 よこはま成年後見推進センター(市内全域)

◎市内201か所の相談支援機関 (各区、包括エリアごと)

・地域包括支援センター 147か所(R6.7)・基幹相談支援センター

18か所

・区社協あんしんセンター 18か所

・区役所 高齢・障害支援課

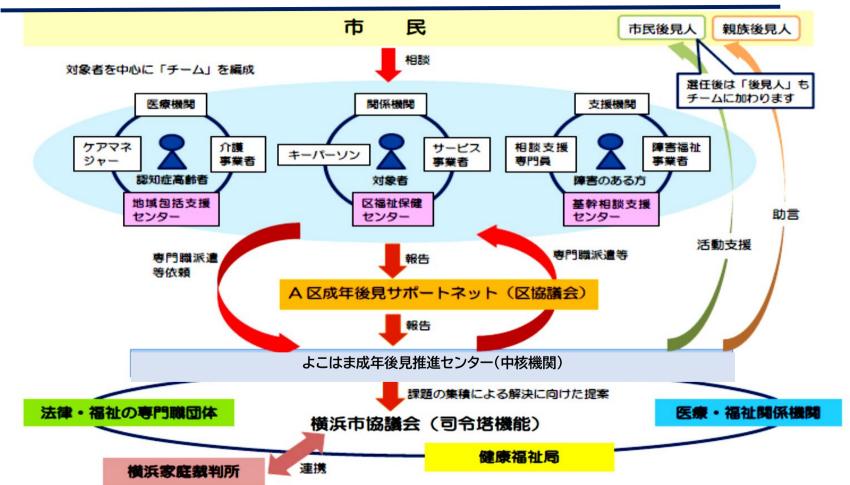
18か所

<権利擁護・成年後見制度に関する相談件数>

中核機関(相談者別)		件数
	親族	484
新規	本人	149
	相談支援機関	392
	支援者	133
	その他・不明	198
継続相談		1,567
計		2,923

相談支援機関(相談者別)		件数
	ケアマネジャー	621
**	親族(別居)	528
新 規	本人	347
•	親族(同居)	269
総続	医療機関	161
	その他 (福祉関係機関、地域住民等)	861
計		2,787

1-12 権利擁護支援の地域連携ネットワーク図



1-13 権利擁護支援の相談対応 横浜市 4つのステップ

ステップ1

初回相談(インテーク)

- ・成年後見制度についての相談だけでなく、広く権利擁護に関する相談も含めます。
- ・重大な課題の有無について確認します。



課題の整理と対応方法の検討

・進行管理シートを活用し、アセスメントを行います。



- 初回相談から後見人等選任後までの 支援フローを具体化
- 全ての相談者に対し、ステップ4まで順に対応するということではなく、相談者の状況により支援する範囲を確認しながら進める。

ステップ3

申立人の検討・支援

・制度利用の必要性がある事案に ついて、申立てに向けた支援を 行います。

ステップ4

後見人等選任後の支援

・後見人等がチーム に加わるよう支援 します。

1-14 中核機関 よこはま成年後見推進センターの取組【一覧】

	国の第一期基本計画 利用促進・具体的機能	主な内容
1	広報	 (1) 市民向けリーフレット (2) 市民向け講習会 (3) 成年後見制度パンフレット (4) ホームページ (5) 関係機関向けリーフレットの提供(6) 障害のある方向け成年後見制度利用促進(7) 広報活動 (8) 視察・取材等対応
2	相談	 (1) 相談実績 (2) 相談支援機関職員向けマニュアルの提供 (3) 相談支援事例集 (4) 「新任職員向けガイド」の提供 (5) 職員向け各種研修の実施 (6) 権利擁護支援チームへの専門職派遣 (7) 成年後見サポートネット連絡会 (8)法テラス神奈川との連携
3	成年後見制度 利用促進	(1) 申立書の書き方支援(2) 専門職成年後見人等の候補者紹介ちらし(3) 診断書作成医療機関一覧の提供(4) 成年後見人等候補者調整会議(5) 市民後見人養成
4	後見人支援	(1) 市民後見人活動支援 (2) 市民後見人・関係機関向けリーフレット制作 (3) 市民後見人・PR動画制作 (4) 市民後見人・受任件数等の推移 (5) 親族後見人への支援 (6) 法人後見団体への支援
5	不正防止	(1) 家庭裁判所や専門職団体との連携対応 (2) 後見人等への苦情相談 主な属性(内訳) (3) 後見人等への苦情相談・背景にある問題

1-15 市協議会の主な構成 令和6年度

会議名称	頻度	主な目的・ねらい	メンバー
①横浜市成年後見サポートネット (市協議会)	年 2 回	市域の課題検討(相談実績・区域課題集約等)中核機関の事業計画・報告、評価市地域福祉保健計画(基本計画部分)検討等	学識,医師,専門職後見人等,民生委員,家族会,相談支援機関(区役所,区社協,包括,基幹)消費生活センター,ケアマネジャー(オブザーバー)家庭裁判所
②広報·相談部会	年 2 回	権利擁護・成年後見制度に関する広報活動、 相談対応、研修実績の検証区協議会のありかた検討等	相談支援機関(区役所,区社協,包括,基幹),障害者後見的支援室ケアマネジャー,生活支援センター
③利用促進· 不正防止部会	年 2 回	受任調整のしくみ検討・検証後見人支援に関する検討・検証後見人に対する苦情対応等の検証等	相談支援機関(区役所,包括,基幹) 専門職後見人等 (オブザーバー)家庭裁判所 15

2-1 取組から見える課題

項目	内。容	
	虐待やセルフネグレクト、身寄りがなく適切な支援が受けられない場合などの権利擁 護支援が重要な責務。適正な事務執行と迅速な手続きの両立が課題。	
行政が担う役割区長申立	有期の制度となった場合、区長申立件数が増加している現状から、再度の申立てに かかる手続きが加わることによる事務量の増加が見込まれる。 書式の見直し等、事務効率化の視点がないと手続きの長期化を招く不安がある。	
	申立時の課題が解決されても後見人等の支援が必要な場合も考えられるため、どのような基準で終了の判断がなされるのか懸念される。また、自治体は制度を利用している方の状況を、必ずしも全て把握しているものではなく、終了の判断に位置づける理由が必要となった場合、自治体だけで把握することは困難。	
診断書·鑑定	かかりつけ医療機関がない方等、診断書作成のために通院が必要となる場合があり、 診断書取得に難航することや、鑑定が対応可能な医療機関を探し求めて複数箇所に 依頼しても断られてしまう例がある。 調整期間が長期化することで、ご本人の生活に支障が生じることが懸念される。	

2-2 取組から見える課題

項目	内容
成年後見制度 利用支援事業	全国一律の事業ではなく、自治体による実施の有無、内容の違いがある。 利用促進の観点から、財源の確保と仕組みづくりが課題。
	相談支援機関が関わる申立てでは、支援の方向性や課題の共有等、チーム支援が重要。申立てに関わる関係者の理解がないと、チーム会議が実施できず、情報の共有ができない場合がある。
チーム支援・ 個人情報取扱い (情報共有)	有期の制度で終了となる場合、情報共有の仕組み整理が必要。 チーム支援の体制が組まれていない場合、終了する際の情報を誰がどのように 把握できるのか等、課題が生じることが懸念される。 ご本人、後見人等、支援する関係機関の間の情報共有に課題が生じることなく、 支援の継続に支障がないよう、個人情報の取扱いで混乱が生じない整理が必要。

2-3 取組から見える課題

項目	内容
死後事務	成年後見制度や墓地埋葬等に関する法律等、他の法律・制度との関連の整理が必要と考えられ、次のような例がある。 ・生活保護を受給している被後見人等が亡くなり、葬儀費用がない場合で、遺留金にかかる後見人等の報酬と生活保護法葬祭扶助の関係の整理。 ・死後事務にかかる課題が多いことから、区協議会等で取り扱われることが多い。
任意後見制度	資力がない方の場合、契約、公正証書作成、月々の報酬にかかる費用が課題となり、 契約に至らず、利用促進につながらない。
	任意後見監督人選任申立がされないままの状態といった課題。 区長申立を進める過程で任意後見契約の存在が判明し、調整が必要となり、手続き が長期化する場合がある。
法人後見団体	長期間の制度利用が見込まれる場合等に有効と見られているが、担い手が足りない。

2-4 取組から見える課題

項目	内容
中核機関	年々相談対応件数が増加しており、市民後見人養成、活動支援の取組等、従来から 求められている機能の取組も増加・拡大している。これに加え制度改正にあたり 期待・要請されることが更に増える場合は、体制強化が必須。
適切な 候補者調整・ 交代・リレー	候補者調整にあたり、課題が解決した後は市民後見人等へのリレーを行うことを 事前に共有する等、適切な候補者が受任されるよう取り組んでいる。 交代が促進されるためには、適切な仕組みの整理が必要。
苦情解決の 仕組み・不正防止	後見人等への苦情の解決にあたり、費用負担が発生しない仕組みが望ましい。
日常生活自立支援事業	利用者のうち、必要な方について、適切に成年後見制度に移行する取組を進めているが、現状においても利用希望者の待機が課題となっている。 終了後の見守りの一つの仕組みと考えるとしても、現在の事業スキームでは 担うことは困難であり、仕組みの整理や体制強化が課題。

ご清聴ありがとうございました



よこはま成年後見推進センターキャラクター "こうちゃん"

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER 横浜市